

知っていますか？あなたの煙のこと

受動喫煙の防止にご協力をお願いします

「喫煙」「喫煙場所設置」の際は、周囲への配慮を

副流煙には喫煙者が吸い込む煙に比べ、数倍もの有害物質が含まれています。

※ 副流煙にはたばこの先から出る煙と
喫煙者が吐き出す煙の2種類があります。



喫煙時の配慮は、健康増進法に定められています

喫煙者のみなさま

喫煙の際は受動喫煙が生じることのないよう周囲の状況に配慮をお願いします。

施設管理者のみなさま

喫煙場所を設ける場合は、受動喫煙が生じることのない場所とするように配慮をお願いします。

喫煙者及び施設管理者が、法規則に違反し改善がみられない場合は、罰則(過料)が科せられます。

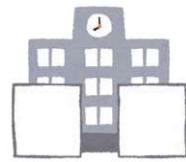
※喫煙には、加熱式たばこも含まれます。(IQOS、PloomTECH、glo等)



兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例

① 学校、病院をはじめ多数の人が出入りする空間は禁煙です

- 学校・児童福祉施設、病院・診療所、官公庁施設等は敷地内禁煙です。
 - その他の施設は建物内禁煙です。
 - 屋外であっても、建物の出入口やバス・タクシー乗り場など、人通りが多い場所や人が集まる場所については、吸殻入れを設置しないなど、対策が必要です。
- ※ 要件を満たせば喫煙所を設置できる場合があります。



② 特に健康影響を受けやすい20歳未満・妊娠中の方を受動喫煙から守りましょう

プライベート空間における取組のお願い

住居内、自動車内であっても、20歳未満・妊娠中の方がいる場合は喫煙しないでください。

屋外における取組のお願い

県条例では、次の場所における喫煙を禁止しています。

- 20歳未満の方が通学路として使用している場所
- 祭りなどイベント会場において、20歳未満・妊娠中の方がいる場所付近



20歳未満・妊娠中の方へお願い

- 喫煙区域に立ち入らないでください。
- 妊娠中の方は、喫煙をしないでください。

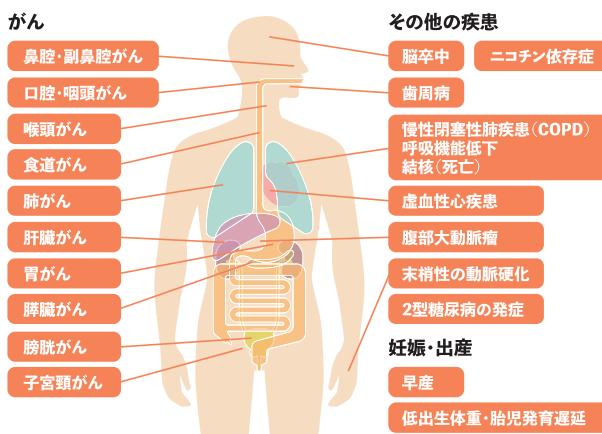
また、神戸市では「神戸市ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」により、
路上喫煙をしないよう努めなければなりません。

たばこの健康影響

日本人の年間死者は、喫煙によって**約13万人**
受動喫煙によって**約1万5千人**と推計されている。
(肺がん、虚血性心疾患、および脳卒中による死亡)

受動喫煙による肺がんリスクは
約1.3倍になることが分かっている。

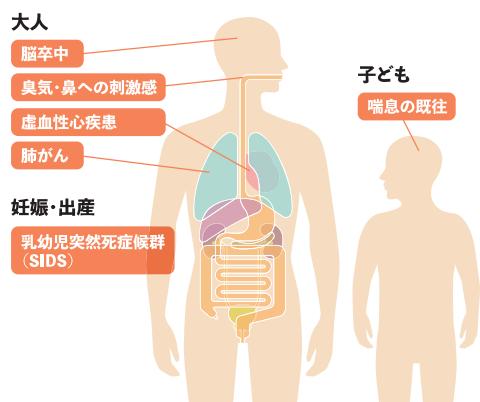
たばこを吸っている本人はこんな病気になりやすくなる



受動喫煙でまわりの人はこんな危険が高くなる

受動喫煙が大人の健康に及ぼす影響は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中があります。

鼻腔・副鼻腔がん、乳がん、慢性呼吸器症状、喘息などにも影響が及ぶ可能性があります。



(出典:厚生労働省「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」)

神戸市HP 受動喫煙の防止について もご覧ください ▶ <http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/promotion/tobacco/index.html>



受動喫煙防止対策に
関するお問合せ先

神戸市健康局健康企画課

TEL 078-322-5077 FAX 078-322-6053

知っていますか？あなたの煙のこと

子どもや妊娠中の方の前では吸わないで！

子どもの受動喫煙防止にご協力をお願いします

受動喫煙とは

他人の喫煙による
たばこの煙にさらされる
こと

副流煙には喫煙者が吸い込む
煙に比べ、数倍もの有害物質が
含まれています。

※ 副流煙にはたばこの先から
出る煙と喫煙者が吐き出す煙の
2種類があります。

タバコの害

たばこの煙には約5300種類の
化学物質が、その中には
約70種類の発がん性物質が
含まれています。

- ・ニコチン
- ・一酸化炭素
- ・アンモニア
- ・発がん性物質
など



受動喫煙の影響

親など周りの大人の喫煙と、子どもの喘息の既往歴や重症化に、因果関係があることが
分かっています。また、母親が喫煙した場合、母乳を通じて赤ちゃんもニコチンを摂取します。

妊娠中の方の喫煙や、
妊娠中の方の受動喫煙による胎児への影響
赤ちゃんが突然死んでしまう乳幼児突然死症候群や、
低出生体重・胎児発育遅延と因果関係があることが
分かっています。また、妊娠中の方の受動喫煙を防ぐため、
家族もいっしょに禁煙しましょう。

子どもへの受動喫煙の影響

乳幼児突然死症候群	… 4.7倍
肺炎・気管支炎	… 1.5～2.5倍
気管支喘息	… 1.5倍
中耳炎	… 1.2～1.6倍

(日本呼吸器学会)



兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例では、次のように定められています。

プライベート空間における取組のお願い

住居内、自動車内であっても、20歳未満・妊娠中の方が
いる場合は喫煙しないでください。

屋外における取組のお願い

県条例では、次の場所における喫煙を禁止しています。

- 20歳未満の方が通学路として使用している場所
- 祭りなどイベント会場において、
20歳未満・妊娠中の方がいる場所付近

公共施設における規制内容

多数の人が出入りする以下の施設は禁煙です。

- 学校や病院等 敷地内および敷地周辺の禁煙
- その他の施設 建物内禁煙

※公共施設の禁煙区域で喫煙し、健康局による繰り返しの指導によっても改善が見られない場合は、
罰則(過料)が適用されることがあります。

20歳未満・妊娠中の方へお願い

- 喫煙区域に立ち入らないでください。



施設の喫煙環境表示を確認!!
このマークが目印です

- 妊娠中の方は、喫煙をしないでください。



子どものために、自分自身のために、禁煙してみませんか？

たばこをやめると、たくさんのメリットがあります

家族が受動喫煙
から守られる



自分自身の健康状態が
改善される

(脳卒中・心臓病等多くの
病気のリスクが低下する、
咳や朝のむかつきが
なくなる等)



食べ物がおいしく
感じられる



たばこ代が
からなくなるなど

1日1箱のたばこ代は
年間 約18万円



禁煙のはじめ方

① まずは、禁煙開始日を設定しましょう

- 休日に喫煙本数が多い方は仕事のある日から、職場で多く吸ってしまう方は休日から始めるとよいでしょう。
- 禁煙開始日が決まつたら、カレンダーに○をつけたり、禁煙宣言書を見やすい場所に貼ったりすると、禁煙開始への意欲が高まります。
- 準備期間中に、現在の喫煙習慣を見直してみましょう。
- 禁煙開始日前日には、たばこや灰皿、ライターは処分してしまいましょう。

② 禁煙開始後、「たばこが吸いたい！」という気持ちをコントロールしましょう

禁煙開始後、2～3日をピークに禁煙の離脱症状が現れます。

個人差はありますが、症状は10～14日頃まで続きます。(具体的な症状: 喫煙への欲求、眠気、苛立ち、頭痛など)

吸いたくなつたときの対処法

- 歯磨きをする
- 冷水を飲む
- 深呼吸をする
- 身体を動かす
- 大声で歌う
- など

喫煙の代わりになる日常習慣を身につけましょう

禁煙外来について

禁煙外来では、禁煙治療薬の処方だけでなく、心理的なケアも行います。禁煙治療は、禁煙外来を開設している医療機関で受けることができます。(健康保険で治療を受けるためには要件があります) ※妊娠中のの方はお薬による禁煙治療を受けられない場合があります。かかりつけ医にご相談ください。



神戸市HP [受動喫煙の防止について](http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/promotion/tobacco/index.html) もご覧ください ▶ <http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/promotion/tobacco/index.html>



受動喫煙防止対策に
関するお問合せ先

神戸市健康局健康企画課

TEL 078-322-5077 FAX 078-322-6053